

広島市条例第 4 2 号

令和 8 年 9 月 2 8 日

広島城三の丸歴史館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島城三の丸歴史館条例の一部を改正する条例

広島城三の丸歴史館条例（令和 4 年広島市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「公布の日から起算して 5 年 1 か月を超えない範囲内において規則で定める日」を「令和 9 年 6 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。